

プレスリリース
シティグループ・インク
2013年5月14日（ニューヨーク時間）

シティグループ、シリーズ F 優先株式及びシリーズ T 優先転換株式の償還を発表

ニューヨーク — シティグループ・インクは、8.5%シリーズ F 非累積優先株式 (ticker「C Pr M」) (以下「シリーズ F 優先株式」といいます。) 及び 6.5%シリーズ T 非累積優先転換株式 (ticker「C Pr I」) (以下「シリーズ T 優先株式」といい、シリーズ F 優先株式と合わせて「償還優先株式」といいます。) に対する持分を表章する預託証券について、残余財産分配優先権の総額 94.3 百万ドルの全額を償還します。

シリーズ F 優先株式及び関連する預託証券の償還日は 2013 年 6 月 15 日です。シリーズ T 優先株式及び関連する預託証券の償還日は 2013 年 6 月 17 日です。各預託証券に対して 2013 年 6 月 17 日に支払われる現金償還価格は、以下の通りです。

シリーズ F : 25 ドル。2013 年 6 月 5 日現在の所有者名簿上の所有者は、既に宣言された定期四半期配当 0.53125 ドル (支払日は 2013 年 6 月 15 日) を受領します。

シリーズ T : 50 ドルに、前回のシリーズ T 優先株式配当支払日から 2013 年 6 月 17 日までの期間に係る未払配当 0.28889 ドルを加えた金額。

これらの償還は、シティグループの資金調達及び資本構成の効率性を向上させるための継続的な取組みを反映しています。2012 年初頭以降、本日発表した償還を含め、シティグループは 227 億ドルの上位債、後順位債、優先証券及び信託優先証券を消却しており、シティグループ全体の資金調達コストを削減し、潤沢な流動性を効率的に展開してきました。

本日発表した償還は、シティの債務管理戦略に合致するものであり、バーゼル III に基づく資本構成を引き続き最適化するというシティの戦略を反映しています。シティグループは、複数の要因 (経済価値、シティグループの正味利息マージン及び借入コストに与える潜在的な影響、シティグループの負債ポートフォリオ全体の残存契約期間並びに市況全般を含みますが、これらに限られません。) に基づき、引き続き上位債、後順位債、優先証券及び信託優先証券の償還又は買戻しの機会を検討していきます。

バーゼル I に基づく、又はバーゼル III に基づく試算としての、シティグループの Tier 1 普通資本及び関連する Tier 1 普通資本比率は、予定されている償還による影響を受けません。シティグループのバーゼル I に基づく Tier 1 資本は約 94 百万ドル減少し、バーゼル I に基づく Tier 1 資本比率は約 1 ベーシス・ポイント低下すると予想されます。

償還日以降、償還優先株式を表章する預託証券は発行されていないものとみなされ、当該証券に対する配当は発生しません。

コンピューターシェア・トラスト・カンパニー、エヌ・エイは、預託証券の預託機関です。

シリーズ F 優先株式、シリーズ T 優先株式及び各々の関連する預託証券の詳細については、以下のアドレスに掲載されている関連する目論見書をご参照ください。

シリーズ F :
<http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/831001/000095012308005300/y55349b2e424b2.htm>

シリーズ T :
<http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/831001/000095012308000572/y46536b2e424b2.htm>

シティは、世界 160 以上の国と地域に約 2 億の顧客口座を有する世界有数のグローバルな銀行です。個人、法人、政府及び団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、トランザクション・サービス、資産管理の分野において、幅広い金融商品やサービスを提供しています。

本プレスリリースには、米国証券取引委員会の規則及び規制に定める「将来の見通しに関する記述」が含まれています（本償還がシティグループの Tier 1 資本、Tier 1 普通資本、借入コスト及びバーゼル III に基づく資本ポジションに与えると予想される影響を含みますが、これらに限られません。）。こうした記述は、経営陣の現在の予測に基づくものであり、不確実要素や状況の変化により影響を受けます。様々な要因により、実際の業績並びに資本及びその他の財務状況は、こうした記述に含まれる情報と大きく異なる可能性があります。様々な要因には、発表した償還を実際に完了すること、償還の結果シティグループに及ぶ資本的影響の最終的な分析の完了及びシティが米国証券取引委員会に提出する文書に含まれる要因（シティの 2012 年のフォーム 10-K による年次報告におけるリスク・ファクターを含みますが、これに限られません。）が含まれますが、これらに限られません。かかる提出文書に含まれる注意喚起のための記述は、本リリースと合わせて読まれるべきものです。

詳しくはこちらをご覧ください。

www.citigroup.com | Twitter: @Citi | YouTube: www.youtube.com/citi | Blog: <http://blog.citigroup.com> | Facebook: www.facebook.com/citi | LinkedIn: www.linkedin.com/company/citi

本発表に関する日本国内の連絡先：
シティグループ・インク代理人
長島・大野・常松法律事務所
弁護士 杉本文秀
電話：03-3511-6133（直通）